

大槌町妊産婦健康診査アクセス支援助成金交付要綱

令和3年9月29日制定

(目的)

第1条 この要綱は、大槌町（以下「町」という。）の人口減少と少子化が進行している中において、岩手県立釜石病院での普通分娩の取扱い休止により影響を受ける妊産婦に対し、予算の範囲内で大槌町妊産婦健康診査アクセス支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、町外医療機関への通院に係る経済的負担と出産の際の移動に係る不安を軽減し、安全で安心な出産を迎えることができるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 周産期母子医療センター 岩手県が岩手県保健医療計画において定める総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターをいう。
- (2) ハイリスク妊産婦 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第1章基本診療料第2部入院料等第2節入院基本料等加算に定めるハイリスク妊娠管理加算若しくはハイリスク分娩管理加算が算定され、又はハイリスク妊娠管理加算若しくはハイリスク分娩管理加算の算定に相当する疾患を有すると周産期母子医療センターが認める者をいう。
- (3) 一般妊産婦 ハイリスク妊産婦以外の妊産婦をいう。
- (4) 実家等 妊産婦の親族等の住居をいう。
- (5) 里帰り 妊娠期から出産後1年以内の期間において、妊産婦が実家等に居住することをいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象者は、申請時において町の住民基本台帳に記録されている妊産婦又は出産時期に町外の実家等に里帰りをしていた妊産婦（以下「町外への里帰り妊産婦」という。）であり、令和3年4月1日以降に出産した者であって、母子健康手帳の交付を受けている者。ただし、申請日において当該出産した者が死亡しているときは、出生した子を監護する者。

(交付対象経費)

第4条 前条に定める妊産婦に対する助成金の交付対象経費は、妊産婦が町に住所又は居所を有する間における次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般妊産婦又は町外への里帰り妊産婦が、妊産婦健康診査及び出産のために町外の分娩取扱医療機関への通院又は入院するための交通費。
- (2) 一般妊産婦又は町外への里帰り妊産婦が、出産のために町外の分娩取扱医療機関への移動距離が自宅より近い場所に位置する宿泊施設へ待機する必要がある場合にお

いて、その宿泊したときに負担した出産のための交通費及び妊産婦の宿泊費。

(交付対象期間)

第5条 助成金の交付対象となる期間は、妊娠届出後から産後おおむね1月までにおいて受診する産婦一般健康診査の日までとする。

(助成金の算定基準)

第6条 助成金の算定基準は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 第4条第1号及び第2号の場合の交通費の算定基準額は、通院又は入院1回当たり自家用車の場合、次のとおりとする。

釜石圏域外の病院への1回当たりの通院費 2,000円

釜石圏域内の病院への1回当たりの通院費 1,000円

ただし、町外の実家等へ里帰りしている場合は、町長が必要と認める範囲の額とする。

(2) 第4条第2号の場合の宿泊費の算定基準は、宿泊料金及びその他宿泊に要する費用として宿泊施設が宿泊者に請求する料金の総額(ただし、食費を除く。)とする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、前条に定める算定基準により算出した額の合計額とする。

(助成金の交付の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、大槌町妊産婦健康診査アクセス支援助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)と大槌町妊産婦健康診査アクセス支援助成金交付申請内訳書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 母子健康手帳の写し(診療日、出産日及び出産予定日が記載されている部分)

(2) 宿泊費に係る領収書

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるもの

2 前項に規定する申請は、原則として、出産した日から起算して6月以内に行うものとする。ただし、災害、病気その他のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合(やむを得ない事情を判断するに当たっては、先に例示する事情のほか、母体の健康状態、家族状況、その他の個別事情を考慮する。)は、6月を超える場合であっても申請を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。